

資料1

「青森県食の安全・安心対策総合指針」の改定について

「青森県食の安全・安心対策総合指針」は、平成15年6月に策定し、情勢の変化に合わせて概ね5年ごとに見直している。

現行指針の取組期間は平成25年度から平成29年度までとなっており、平成29年度に改定作業を行うもの。

1 指針改定の考え方

第25回青森県食の安全・安心対策本部（平成29年7月26日開催）での承認事項

(1) 基本方針

食の安全・安心の確保に関係する生産者、食品関係事業者、消費者、関係団体等が取り組むべき方向を示しており、将来にわたって必要なことから基本的な推進方向は継続して取り組むこととする。

(2) 行動計画・重点取組

食の安全・安心を巡る情勢の変化に対応して整理及び見直しを行う。

(3) 推進目標

現行推進目標の達成状況及び新たな情勢変化を踏まえた目標とする。

2 青森県食の安全・安心対策総合指針改定に向けたこれまでの動き

(1) 第23回青森県食の安全・安心対策本部（平成28年8月1日開催）において、行動計画と推進目標の見直しに向けた考え方を委員に諮り、意見（P2）を受ける。

(2) 委員からの意見を基に、総合指針の骨子素案を作成し、県庁関係各課からの意見等を整理し骨子案を作成。

(3) 第25回青森県食の安全・安心対策本部（平成29年7月26日）において、骨子案に対する意見を委員（P3）から受ける。

(4) 委員からの意見を踏まえ、庁内関係各課との連携の基、「青森県食の安全・安心対策総合指針」の改定（案）を作成。

3 指針改定までの今後のスケジュール（案）

平成29年11月22日	<第26回食の安全・安心対策本部会議> ・総合指針の改定案を決定
平成29年12月下旬～平成30年1月下旬	<パブリックコメントの実施>
平成30年2月上旬～中旬	<パブリックコメントの内容確認、委員への意見照会>
平成30年2月下旬	<印刷・製本・配布>

第23回青森県食の安全・安心対策本部会議（H28.8.1開催）

～総合対策指針見直しに係る委員からの意見等（概要）～

基本方針	総合指針見直しに向けた意見等の主旨	対応方針（右欄該当資料3のページ）	
I 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜に使用する抗生物質の耐性菌が出現しないようにすることは重要であることから、重点取組として推進すべき。（上野委員、山内委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者自らも飼料等に抗生物質が含まれることを把握し、耐性菌出現の予防策を図る必要があることから、行動計画2の重点取組に⑧を追加。</li> </ul>	1
II 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます			
III 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が推進する「短命県返上」の取組は、本県独自の取組であり、「食育」の取組とともに、重点取組として推進すべき。（山内委員）</li> <li>・本部会議の各構成機関が講習会等を実施した割合である「組織割合」は、各委員の関わり方が重要であり、推進目標として残すべき。（川村委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、「健康長寿県の実現」をスローガンに取り組んでおり、バランスの良い食生活の普及を図る必要があることから、行動計画2の重点取組に④を追加。</li> <li>・委員の指摘のとおり、「組織割合」を推進目標として継続。</li> </ul>	4
IV 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HACCPは国が義務化する方針であり、HACCP、A-HACCPの認証推進を重点取組として推進すべき。（上野委員、川村委員、山内委員）</li> <li>・食品表示ウォッチャーについては、旧JAS法だけでなく、食品衛生法や健康増進法も包括した現在の食品表示法に基づいた活動をするのが重要である。（川村委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、A-HACCP認証の考え方を普及することで、HACCP認証の導入及び実践を推進する必要があることから、基本方針IVの行動計画1の重点取組に⑤⑥を追加。</li> <li>・現行の食品衛生法・JAS法・健康増進法を包括した「食品表示法」に基づき取り組む必要があることから、行動計画3の重点取組に①を修正。</li> </ul>	6
V 県は緊急時における対応を整備・強化していきます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府や他県との連携が重要であり、取組を推進するべき。（山内委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国食品安全自治ネットワークが解散し、国（内閣府食品安全委員会）との連携を強化する必要があることから、行動計画3の重点取組の①を修正。</li> </ul>	7
VI 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます			

第25回青森県食の安全・安心対策本部会議（H29.7.26）  
 ～総合対策指針見直しに係る委員から意見等（概要）～

基本方針	総合指針見直しに向けた意見・要望等	対応方針（右欄該当資料3のページ）	
I 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます			
II 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます	<p>・5年サイクルで見直すという事を考えれば、オリンピックを前面に出すのではなく、「食の国際化」や「インバウンドの増加」など、5年後でも通用するよう表現にした方がよい。            （川村委員）</p> <hr/> <p>・食品ロスについては、食品関係事業者にも共通する項目となる。（会議終了後、古館委員より電話で指摘）</p>	<p>・オリンピック終了後も通用する表現とする必要があることから、行動計画2の重点取組の⑦を修正。</p> <hr/> <p>・委員の指摘のとおり、行動計画2の重点取組に⑧を追加。</p>	3
III 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます	<p>・学校給食における食材利用を高めようという目標はあるが、行動計画に項目がない。（成田委員）</p>	<p>・委員の指摘のとおり、行動計画6の重点取組に④を追加。</p>	5
IV 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます			
V 県は緊急時における対応を整備・強化していきます			
VI 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます			